



大 野 町

教育振興基本計画

(教 育 大 綱)

令和 7 年 3 月

大 野 町

大野町教育委員会

令和6年度第3回大野町総合教育会議にて協議・調整
し、教育基本法第17条第2項に規定する「大野町教育
振興基本計画」をもって大綱に代える。

(参考)

26 文科初第 490 号

平成 26 年 7 月 17 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

第三 大綱の策定について

2 留意事項

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

1) 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

2) 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

目 次

1	教育振興基本計画策定の背景と趣旨	1
2	教育振興基本計画の基本理念	
3	教育振興基本計画の位置付け	
4	教育振興基本計画の期間	2
5	大野町のめざす教育	
	（1）基本方針と基本目標	
	（2）教育目標	3
	（3）主要施策	5
	基本目標1 多様な人とつながりで育む、 ゆたかでたくましい心と体づくり	6
	①保育サービスの基盤の整備	
	②子育て支援事業の充実	
	③要保護児童等への支援	
	④療育の必要な児童への支援	
	基本目標2 未来を創り、社会で生きる力の育成と、 将来を見据えた魅力ある学校環境づくり	6
	①小中学校のあり方検討	
	②確かな学力の育成	
	③生徒指導の充実	
	④キャリア教育・ふるさと教育の推進	
	⑤人権・道德教育	
	⑥特別支援教育の充実	
	⑦就学支援	
	⑧児童生徒・地域の安全確保	
	⑨教育環境の整備・充実	
	⑩学校給食運営	
	基本目標3 文化芸術やスポーツに触れて感性を育み、 地域の歴史を大切に守り継承する地域づくり	8
	①生涯学習を推進する環境の整備	
	②社会教育・地域コミュニティ活動の推進	
	③文化・芸術活動の推進	
	④図書館の充実による読書活動の推進	
	⑤社会教育施設等の役割の見直し	
	⑥国際化への対応	
	⑦スポーツ・レジャー施設の整備	
	⑧スポーツ活動の振興	
	⑨スポーツ施設の維持管理と利用促進	
	歴史や文化を大切に守り継承するまち	
	⑩文化財の保存・活用	
	⑪文化財の調査、再評価	
	⑫教育・普及・啓発の充実	
	⑬伝統文化や行事の継承	

1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行されました。この改正は、教育の中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長と教育委員会の連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革を行うものです。

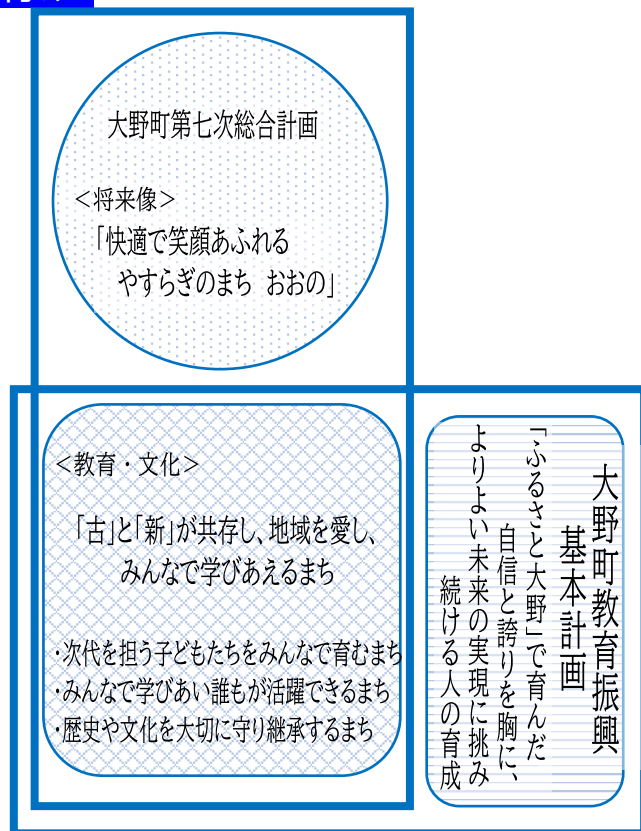
2 教育振興基本計画の基本理念

大野町教育振興基本計画は、令和7年度から始まる大野町第七次総合計画の教育・文化分野の『「古」と「新」が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち』をめざし、また、国の教育改革の動向を見定めながら、令和6年度から始まった第4次岐阜県教育振興基本計画が目指す人間像、『「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人』とそのための施策（①「豊かな人間性」の育成 ②「未来を創る確かな学力と実践力」の育成 ③「健やかな体」の育成 ④「学びの多様なニーズに応える環境」の充実）に沿い、関係機関、各種団体等と連携を図りながら、こどもたちの健やかな成長と、町民の皆さんの自己教育力や自治意識を生涯にわたって高められる教育環境の充実を目指すことを基本理念とします。

3 教育振興基本計画の位置付け

教育振興基本計画は、大野町の教育行政を推進するための基本指針となることから、町の計画や施策との整合性が保たれる必要があります。大野町第七次総合計画の基本構想に定める基本理念及び将来像「快適で笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」の実現に向け、大野町教育行政の指針を示すものです。

具体的には、大野町第七次総合計画の教育・文化分野の基本目標『「古」と「新」が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち』（①次代を担うこどもたちをみんなで育むまち ②みんなで学びあい誰もが活躍できるまち ③歴史や文化を大切に守り継承するまち）の具現です。



4 計画の期間

この計画は、大野町第七次総合計画の基本計画（前期）に基づき展開することから、その期間を令和7年度から令和11年度の5年間とします。

5 大野町のめざす教育

国内では、人口減少・少子高齢化が本格化している。大野町も、小中学生の児童生徒数が5年間で大きく減少することが予想され、これからの教育の在り方について大きな変革が迫られています。将来、こどもたちが生きていく社会は、超スマート社会（Society5.0）への移行をはじめとする絶え間ない進歩により、めまぐるしく変化を続けており、予測は一層難しい状況にあります。

そのような状況だからこそ、これからのこどもたちには、視野を広げ、主体的に様々な変化や課題と向き合う中で、人と人々が結び付き、尊重し合い、協働しながら、よりよい未来の実現に向かって前進する力が求められているとされています。

国の第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成をかね、日本社会に根差したウェルビーイング^(注1)の向上がコンセプトとされています。県の第4次岐阜県教育振興基本計画でも同様に、目指す人間像を『「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人』と定め、育みたい3つの力、自立力、共生力、創造力を高める施策を打ち出しています。

町でも、これまでの大野町の教育を継承し、大野町で育つこどもたちに育みたい力を養う学校教育と、そのこどもたちをはじめとする町民の将来を支える社会教育の充実を図り、「地域を愛し、みんなで学び合う地域社会人の育成」を目指します。また、町で育つこどもたちが、ふるさと大野を愛する気持ちをもち続け、よりよい未来に向かってたくましく成長することを重視します。自然豊かで住みよい大野町の環境を生かしつつ、社会の多様性を柔軟に受け入れ、すべての町民のウェルビーイングに寄与する教育施策を推進していきます。

（注1）身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

(1) 基本方針と基本目標

<基本方針>

「ふるさと大野」で育んだ自信と誇りを胸に、よい未来の実現に挑み続ける人の育成

<基本目標>

1. 多様な人とつながりで育む、健やかでたくましい心と体づくり
2. 未来を創り、社会で生きる力の育成と、将来を見据えた魅力ある学校環境づくり
3. 文化芸術やスポーツに触れて感性を育み、地域の歴史を大切に守り継承する地域づくり

(2) 教育目標

<目指す姿>

- 家庭、学校、地域社会の各教育機能の活性化を図り、それぞれの連携を生かした活動や組織の構成をすることで、多様な人とふれあいながら、共によりよい未来をめざそうとする教育コミュニティづくり。
- こどもたちが「自立力」「共生力」「創造力」をバランスよく身に付け、世界や地域社会などで広く貢献できる力を身に付けられる教育活動を推進し、将来を見据えて町民の多様なニーズに応える教育環境を構築する。
- 地域に受け継がれてきた歴史や文化芸術・スポーツと触れ合いながら、自主的・自発的に生涯の各期における学習課題に応じた学習活動を活性化することで、地域を愛して人づくり、まちづくりに積極的に参画する人材の育成を推進する。

基本方針

「ふるさと大野」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人の育成

3つの育みたい力

- 自立力**
主体的に学び、考え、行動する力
- 創造力**
よりよい未来を築いていく力
- 共生力**
つながり、認め合い、支え合う力

社会教育（生涯学習・生涯スポーツ・地域文化）
文化芸術やスポーツに触れて感性を育み、地域の歴史を大切に守り継承する地域づくり

学校教育
未来を創り、社会で生きる力の育成と、将来を見据えた魅力ある学校環境づくり

幼児教育
多様な人とつながりで育む、健やかでたくましい心と体づくり

地域人材による協力体制

地域の魅力や文化を学ぶ学習

連携

乳幼児 ————— **青少年** ————— **成年**

取り組む施策

基本目標 1

健やかでたくましい心と体づくり

- ①保育サービスの基盤の整備
- ②子育て支援事業の充実
- ③要保護児童等への支援
- ④療育の必要な児童への支援

基本目標2

未来を創り、社会で生きる力の育成と、
将来を見据えた魅力ある学校環境づくり

次代を担う子どもたちをみんなで育むまち

- ①小中学校のあり方検討
- ②確かな学力の育成
- ③生徒指導の充実
- ④キャリア教育・ふるさと教育の推進
- ⑤人権・道徳教育の充実
- ⑥特別支援教育の充実
- ⑦就学支援
- ⑧児童生徒・地域の安全確保
- ⑨教育環境の整備・充実
- ⑩学校給食運営

基本目標3

文化芸術やスポーツに触れて感性を育み、
地域の歴史を大切に守り継承する地域づくり

みんなで学びあい誰もが活躍できるまち

- ①生涯学習を推進する環境の整備
- ②社会教育・地域コミュニティ活動の推進
- ③文化・芸術活動の推進
- ④図書館の充実による読書活動の推進
- ⑤社会教育施設等の役割の見直し
- ⑥国際化への対応
- ⑦スポーツ・レジャー施設の整備
- ⑧スポーツ活動の振興
- ⑨スポーツ施設の維持管理と利用促進

歴史や文化を大切に守り継承するまち

- ⑩文化財の保存・活用
- ⑪文化財の調査、再評価
- ⑫教育・普及・啓発の充実
- ⑬伝統文化や行事の継承

基本目標 1

「多様な人とつながりで育む、健やかでたくましい心と体づくり」

支えあい安心して暮らせるまち

①保育サービスの基盤の整備

- ・保護者等利用者の就労形態をはじめ、生活実態やニーズを踏まえたサービスの充実に向けて、質の高い保育サービス基盤を整備します。

②子育て支援事業の充実

- ・こどもを産み育てることに対する不安や悩みを軽減するため、こども・子育て会議での議論を通じた子育て支援事業の充実を図ります。

③要保護児童等への支援

- ・要支援・要保護児童の家庭に対する指導の実施や相談のネットワーク構築などの体制強化を推進します。

④療育の必要な児童への支援

- ・幼児療育センター「なないろ」において、より一層、関係機関との連携及び、専門スタッフの指導力向上に努めます。

主要施策	具体的な内容
① 保育サービスの基盤の整備	○保護者の就労形態に合わせた保育事業の充実（延長保育事業等）
② 子育て支援事業の充実	○木育の推進 ○子育てに関する情報発信・相談の場の充実 ○「子育てはうす ぱすてる」における事業の充実
③ 要保護児童等への支援	○こども家庭センター（利用者支援事業）の充実
④ 療育の必要な児童への支援	○指導内容の充実 ○療育指導力の強化

基本目標 2

「未来を創り、社会で生きる力の育成と、将来を見据えた魅力ある学校環境づくり」

次代を担うこどもたちをみんなで育むまち

①小中学校のあり方検討

- ・小中学校の再編を含めた学校規模の適正化を推進し、望ましい学校教育環境を確保していきます。

②確かな学力の育成

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

③生徒指導の充実

- ・生徒の立場に立った生徒指導の実践により、不登校やいじめの解消、非行対策、教育相談の充実に努めます。

④キャリア教育・ふるさと教育の推進

- ・幼児期から義務教育までのつながりを大切にした教育の充実、地域・家庭・学校が一体となって、将来の「夢」や「希望」につながる体験学習を実施します。

⑤人権・道徳教育の充実

- ・自他の存在（いのち）を大切にする心の育成やよりよく生きる人格の形成を目指す道徳教育を推進します。

⑥特別支援教育の充実

- ・特別支援連携協議会を中心に捐斐特別支援学校や関係機関との連携、通級指導による支援等の特別支援教育体制を整備します。
- ・児童生徒が適切な支援を受けるための体制を整備します。

⑦就学支援

- ・就学時における家庭での準備費用等を支援します。
- ・幼小の連携を進め、スムーズな就学に向けて支援をします。

⑧児童生徒・地域の安全確保

- ・児童生徒を取り巻く危険な環境に対応するため、PTA・見守り隊や様々なマンパワーを活用し、学校と地域が一体となって、通学路の安全点検等や小中学校の適正規模適正配置に伴う通学支援を通じて、児童生徒の安全確保に努めます。

⑨教育環境の整備・充実

- ・学校施設の老朽化への対応、設備の充実とともに、多様な学び方に対応した環境整備、ICT機器を適切に更新し、さらに充実していきます。

⑩学校給食運営

- ・協議会方式による給食センターの運営により、安全な学校給食を提供します。

主要施策	具体的な内容
①小中学校のあり方検討	○小中学校の適正規模適正配置の推進
②確かな学力の育成	○学校が主体となって取り組む学力向上プランの作成 ○個の学びに応じた学習の推進 ○学校の事務、行事の効率化（校務支援システムの活用推進）スクールサポートスタッフの配置 ○英語教育の充実 ○ICTを活用できる力の育成

③生徒指導の充実	○いじめや不登校、問題行動への行政・学校が一体となった対応と教育相談体制の充実 ○心の教育の充実と望ましい人間関係を築く力や豊かな心の育成 ○教育支援センターの整備・促進
④キャリア教育・ふるさと教育の推進	○地域の環境や人材を活用した体験学習機会の充実によるふるさと教育とキャリア教育の推進
⑤人権・道徳教育の充実	○人権にかかわる教育活動の継続的な実施 ○児童生徒が主体的に関わり合う活動の実施 ○すべての教育活動と関連させ、児童生徒の状況にあった教材による道徳の実施 ○社会性を育むための異年齢・異世代交流の推進
⑥特別支援教育の充実	○一人ひとりのニーズをより大切にした特別支援教育の推進 ○スクールアドバイザーを中心とした教諭・町非常勤講師の連携 ○ユニバーサルデザインを取り入れた教育環境の整備
⑦就学支援	○就学準備等の支援 ○幼こ小の連携強化
⑧児童生徒・地域の安全確保	○危機管理マニュアルの点検・見直し ○児童生徒の安全確保を目的とした、学校・地域・各種機関との連携
⑨教育環境の整備・充実	○各学校施設の老朽化対策 ○学校環境衛生基準に沿った適切な教育環境の整備 ○タブレット端末とＩＣＴ機器の適切な更新とＩＣＴ環境の維持向上
⑩学校給食運営	○池田町との協議会方式による給食センターの運営 ○地域内で生産された農作物を地域で消費する取り組みの推進 ○食育の充実と給食指導の推進

基本目標３

「文化芸術やスポーツに触れて感性を育み、地域の歴史を大切に守り継承する地域づくり」

みんなで学びあい誰かが活躍できるまち

①生涯学習を推進する環境の整備

- ・社会教育委員会を中心に生涯学習事業全般の進行状況や現状の把握に努め、各種事業を計画的に実施します。
- ・ふれあいセンターや総合町民センターを積極的に活用し、生涯学習活動の

場所としての利用促進、機能維持・強化を図ります。

②社会教育・地域コミュニティ活動の推進

- ・ふれあいセンターを拠点に、地域の自主的なコミュニティ活動を促進し、地域課題の解決を図ります。
- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体でこどもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の推進を図ります。
- ・ふれあいセンターを拠点とする世代間交流事業を支援し、地域ぐるみの青少年健全育成を推進します。
- ・V Y Sなど若者を構成員とする団体に対する支援を強化し、自主的な活動を促します。

③文化・芸術活動の推進

- ・総合町民センターを拠点に、新たな活動や文化・芸術の振興を図る事業（文化講演会、音楽会の開催等）を実施し、こどもの頃から町民が優れた芸術文化に触れる機会を増やします。
- ・既存の文化団体やサークル、講座等に対して運営面での自立を促し、主体性を高めます。
- ・新たな文化施策に係る提案を広く募集します。

④図書館の充実による読書活動の推進

- ・町民ニーズに応じた図書館の管理・運営により読書環境の充実を図り、町民の読書活動を推進します。
- ・こどもの読書活動の推進を図るとともに、図書館資料のデジタル化対応を進めます。

⑤社会教育施設等の役割の見直し

- ・社会教育施設等の役割、性格等を見直し、新たなニーズに対応できるように努めます。

⑥国際化への対応

- ・外国の文化や価値観を理解する意識を育てるため、児童・生徒から、外国文化に触れる機会の提供に努めます。

⑦スポーツ・レジャー施設の整備

- ・老朽化する既存体育施設の維持管理及び町民の需要に沿った施設の新設を含めた整備について検討する。

⑧スポーツ活動の振興

- ・スポーツ、レクリエーションへの町民の関心を広く涵養し、生涯スポーツ、高齢者の健康づくりや障がい者スポーツなど、多様なスポーツ活動が実現されるよう、フォローアップを行います。

⑨スポーツ施設の維持管理と利用促進

- ・施設利用手続きの適正化と充実を図るとともに、ポータルサイトによる利用者への情報提供に努め、町民が利用しやすく効率的に体育施設を維持・管理します。

歴史や文化を大切に守り継承するまち

⑩文化財の保存・活用

- ・貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の管理、保全に努めるととも

- に、長期的展望に基づく全ての文化財の保存・活用施策を位置づけます。
- ・史跡野古墳群の都市公園化を進め、面的指定と農村景観の保全を図るとともに、上磯古墳群の史跡指定に向けての取り組みを進めます。
- ・文化財を観光資源として積極的に活用し情報発信することで、文化財保護の意識向上と地域資源として魅力向上を図ります。

⑪文化財の調査、再評価

- ・埋蔵文化財の発掘調査や、町内に所在する有形無形の文化財の調査を進め、その価値を明確化し向上に努めます。
- ・貴重な文化財の保護、保全に努め、その価値や魅力をわかりやすく親しみやすく発信します。

⑫教育・普及・啓発の充実

- ・郷土の歴史・文化遺産に対する理解を深めるとともに、文化財の周知や、文化財保護意識の啓発を通して、町民の郷土に対する誇りや愛着を涵養します。
- ・埋蔵文化財センター（通称：あけぼのミュージアム）や、旧北岡田家住宅の博物館機能の充実と、活用を促進します。

⑬伝統文化や行事の継承

- ・伝統芸能や民俗行事のほか、古くから当地域で盛んな伝統文化などが地域で大切にされ、次代に受け継がれていくよう、広報や継承の取り組みを支援します。
- ・伝統文化の詳細な記録作成を推進します。

主要施策	具体的な内容
①生涯学習を推進する環境の整備	○社会教育委員会の充実 ○諮問機関等の専門性の向上 ○生涯学習事業の情報提供 ○施設の利用促進
②社会教育・地域コミュニティ活動の推進	○地域コミュニティ活動の推進 ○地域学校協働活動の推進 ○ふれあいセンター（コミュニティセンター）を拠点とする世代間交流事業の促進 ○地域ぐるみの青少年育成の推進 ○青年活動団体への支援強化
③文化・芸術活動の推進	○文化・芸術の振興を図る事業の実施 ○諸団体の自立促進 ○活動提案募集および支援の実施
④図書館の充実による読書活動の推進	○図書館資料の内容の充実
⑤社会教育施設等の役割の見直し	○施設の役割の見直し

⑥国際化への対応	○海外派遣・国際交流事業の実施
⑦スポーツ・レジャー施設の整備	○総合体育館などスポーツができる環境の整備検討 ○運動公園の再整備
⑧スポーツ活動の振興	○スポーツ交流の促進 ○生涯スポーツプログラムの構築・スポーツ教室の開催 ○体育団体の活動支援
⑨スポーツ施設の維持管理と利用促進	○ポータルサイトによる利用者への情報提供拡大 ○町民が利用しやすい施設管理
⑩文化財の保存・活用	○大野町文化財保存活用地域計画の策定の取り組み ○旧北岡田家住宅の保存・活用 ○史跡野古墳群の保存・活用 ○上磯古墳群の史跡指定に向けての取り組み ○文化財の観光資源としての整備・活用
⑪文化財の調査、再評価	○文化財保護条例に基づく指定、登録の見直し ○文化財の価値・魅力の発信
⑫教育・普及・啓発の充実	○郷土の先人顕彰事業 ○学校教育・社会教育における郷土学習の充実 ○歴史・文化財情報の普及促進 ○博物館施設の整備、活用
⑬伝統文化や行事の継承	○伝統文化体験、継承支援